

建築

建築に関する法律を通じて
良好な住環境や市街地の形成を誘導し
安全・安心なまちづくりに取り組んでいます

建築班の業務

- (1) 建築基準法及び建築士法に関すること
- (2) 開発許可等に関すること
- (3) 都市計画施設の区域内における建築等の規制に関すること
- (4) 土地区画整理事業の施行区域内における建築等の規制に関すること
- (5) 福祉のまちづくり条例に関すること
- (6) バリアフリー法に関すること
- (7) 建設リサイクル法に関すること
- (8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関すること
- (9) 宅地建物取引業法に関すること
- (10) 建築統計に関すること
- (11) 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること
- (12) 県有建築工事及び県有建築物の維持工事に係る調査、設計、監督及び検査に関すること
- (13) 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること
- (14) その他、建築及び住宅に関すること

建築班取扱事務【令和2年度実績】

令和3年3月31日

根拠法令等	手続き	件数	合計	
建築基準法	建築確認申請（計画通知を含む）	106	680	
	計画変更申請（計画通知を含む）	14		
	中間検査申請（計画通知を含む）	4		
	完了検査申請（計画通知を含む）	90		
	建築許可申請・承認申請	42		
	公開による意見の聴取の開催（回数）	1		
	道路位置指定申請	7		
	建築相談	227		
都市計画法	定期報告（建築物・昇降機・建設設備含む）	1,020	1,020	
	都市計画施設内等の建築許可申請(法第53条)	0		
	都市計画事業地内の建築許可申請(法第65条)	0		
	開発許可（変更許可を含む）	73		
	開発工事着手届	50		
	開発工事完了届	56		
	新築許可申請	9		
	許可不要証明願	76		
	工事完了公告前建築承認申請	76		
	建築許可申請（法第76条）	23		23
	土地区画整理法			
宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許申請	31	162	
	宅地建物取引業登録事項変更申請	86		
	宅地建物取引業廃業届	2		
	宅地建物取引主任者登録申請	31		
	宅地建物取引主任者証交付申請	5		
	宅地建物取引主任者登録事項変更申請	7		
	その他	0		
建設リサイクル法	届出（通知を含む）	166	166	
福祉のまちづくり条例	事前協議	16	44	
	工事完了検査届	24		
	適合証交付請求	4		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	届出	58	58	
	各種証明事務	台帳記載証明、位置指定道路証明	516	516



↑違反建築防止週間パトロールの様子



↑防災査察（建築物防災週間）の様子



↑建設リサイクル法パトロールの様子

用地

公共用地の取得及び、
建物等の移転に関する補償業務を行います

中部管内の公共事業に伴う用地取得は、道路用地班・河川都市用地班で実施しております。
事業執行に当たっては、「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」及び「同実施細則」により、円滑な補償交渉と適正な損失補償の確保を図っております。

事業区分と箇所

課別	道路用地班	河川都市用地班
本庁 所管課	1. 道路街路課 2. 道路管理課	1. 都市公園課 2. 道路街路課 3. 河川課 4. 海岸防災課
主要 事業	●沖縄振興公共投資交付金事業 伊計平良川線（池味～桃原） 那覇北中城線（翁長～上原） 浦西停車場線（西原町幸地～浦添市前田）	●沖縄振興公共投資交付金 （河川） 天願川（うるま市） 川崎川（うるま市） 与那原川（沖縄市）
	●社会資本整備総合交付金事業 宜野湾北中城線（安谷屋～渡口） 浦添西原線（港川～城間） 浦添西原線（嘉手苺～小那覇） 那覇北中城線（幸地～翁長） 浦添西原線（翁長～嘉手苺）	（街路） 県道24号バイパス線（桑江～南桃原） 城間前田線（浦添市） 胡屋池瀬線（胡屋）
	●高規格ICアクセス道路整備事業 幸地インター線	●社会資本整備総合交付金 （河川） 比謝川（沖縄市） 小波津川（西原町）
	●公共交通安全事業 県道37号線（うるま市青増） 県道37号線（うるま市屋慶名） 具志川環状線（うるま市仲徳） 県道36号線（うるま市富屋武）	（公園） 浦添大公園（浦添市） 中城公園（中城村・北中城村） 県総合運動公園（沖縄市～北中城）
	●県単道路維持事業	●地すべり対策事業費 仲順地区（北中城村）

補償の内容

土地の補償

土地価格の算定は、地価公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価などを参考に、現地調査、確認のうえ、正常な価格で補償します。

建物・工作物の補償

支障となっている建物・工作物を事業用地から移転するための費用を補償します。移転料の算定は、最も合理的な移転工法により行います。

立竹木の補償

移植、伐採に必要な費用を補償します。

動産移転補償

家財道具、農機具などの移転に必要な費用を補償します。

仮住居補償

建物の移転期間中の仮住居に必要な費用を補償します。

営業補償

店舗などが移転することにより、一時的に休業する時の収益損失などを補償します。

就業不能に対する補償

建物を移転する際の準備、移転に伴う工事などの監督等のため、就業ができないことに対する補償を行います。